

東日本大震災及び原子力発電所の事故により自動車を失った方が代替自動車を取得した場合の自動車二税の非課税措置について

非課税措置の概要

東日本大震災により滅失又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の代替自動車を取得した場合で、一定の要件を満たす場合には、自動車取得税及び自動車税（取得した年度及び翌年度分）が非課税となります。

また、原子力発電所の事故による警戒区域又は自動車持出困難区域（以下「警戒区域等」という。）にある（あった）自動車の代替自動車を取得した場合についても、同様の措置を受けられます。

※ 平成23年3月11日以降、既に代替自動車を取得された方については、地方税法第17条の5の規定により法定納期限の翌日から5年以内であれば納付した自動車取得税・自動車税が還付されますので、お早めにご手続きを行ってください。

※ 軽自動車税については、各市町村へお問い合わせください。

要件

(1) 代替自動車を取得する方が、被災自動車の所有者（使用者）であること。

※ 被災自動車について、自動車の所有権が売主に留保されていた（所有者がローン会社となっていた）場合は、所有者ではなく、「被災自動車の使用者」が対象となります。

※ 所有者（使用者）がお亡くなりになっている場合は、その相続人が対象となります。

※ 所有者（使用者）が消滅した法人である場合は、当該法人の合併法人又は分割承継法人が対象となります。

(2) ア 東日本大震災で滅失又は損壊した場合

被災自動車を「永久抹消登録」又は「一時抹消登録後に解体」していること。

イ 警戒区域等にある（あった）場合

警戒区域等にある自動車を用途廃止していること又は警戒区域等解除後（持出後）2ヶ月以内に用途廃止もしくは引取業者に引き渡していること。

※ 自動車リサイクル法第2条第1項に規定する自動車以外の自動車（被けん引車等）は警戒区域等解除後9ヶ月以内に解体していること。

さらに、ア又はイに該当し「被災車両」であることを関係機関に登録していること。

※ 普通自動車は運輸支局、軽自動車は軽自動車検査協会でご手続きを行う必要があります。

上記の登録手続き等が、運輸支局や軽自動車検査協会ではできない場合には、県税事務所へお問い合わせください（裏面の問合せ先をご覧ください）。

(3) 代替自動車を平成23年3月11日から平成31年3月31日の間に新たに取得（ローンによる取得を含む）していること。

必要書類

(1) 申請書（様式1-1、様式1-2、様式1-3のいずれか）

※ 東日本大震災による場合、原子力発電所の事故による場合で申請書が異なりますので、県税事務所にご確認ください。

※ 氏名、住所、自動車のナンバー等の必要事項の記入及び押印（認印可）が必要です。

※ 代理人が提出する場合、代理人の連絡先等の記入が必要です（委任状は不要です）。

(2) 被災自動車の登録事項等証明書（軽自動車の場合は検査記録事項等証明書）の原本

※ 発行元（運輸支局又は軽自動車検査協会）において「被災自動車」の記載がされたもの。

※ 普通自動車は運輸支局、軽自動車は軽自動車検査協会において申請し、交付を受けてください。

(3) 代替自動車の自動車検査証（写し可）

(4) その他の書類（被災自動車と代替自動車の登録住所、氏名が相違する場合には変更の事実を証する住民票等、所有者がお亡くなりになっている場合には相続人であることを証する戸籍謄本等。）

非課税申請に係る問合せ先

○代替自動車を新車もしくは中古車新規登録する（した）場合または自動車取得税が課税される場合。

水戸県税事務所自動車税分室	TEL 029-247-1297
土浦県税事務所自動車税分室	TEL 029-842-7812

○代替自動車を移転登録（名義変更）する（した）場合で自動車取得税が課税されない場合。

水戸県税事務所	TEL 029-221-6768
常陸太田県税事務所	TEL 0294-80-3314
行方県税事務所	TEL 0299-72-0482
土浦県税事務所	TEL 029-822-7208 TEL 029-822-7230
筑西県税事務所	TEL 0296-24-9190

（受付時間）

8時30分～17時15分

月曜日～金曜日（休日、祝日を除く）

よくあるお問い合わせ

Q 1	自動車が被災し代替自動車を取得しましたが、非課税措置を受けられますか。
A 1	非課税申請書等を提出していただき、代替自動車と認定された場合に、自動車取得税及び自動車税（取得した年度及び翌年度分）が非課税となります。
Q 2	非課税措置は何台まで受けられますか。
A 2	被災自動車1台に対して代替自動車1台です。
Q 3	自家用の乗用車が被災し営業用の貨物車を取得しましたが、非課税措置を受けられますか。
A 3	自家用自動車から営業用自動車（営業用自動車から自家用自動車）では代替性を認め難いことから、非課税措置の対象外となります。また、2輪自動車から4輪自動車（4輪自動車から2輪自動車）に乗り換える場合についても同様に非課税措置の対象外となります。
Q 4	年度途中に移転登録（名義変更）で代替自動車を取得した場合、自動車税は誰に還付されますか。
A 4	代替自動車を取得した日の翌月以降から非課税となりますが、賦課期日（4月1日）の所有者に当該年度分の納税義務がありますので、賦課期日の所有者に対して自動車税が月割で減額（還付）されます。 なお、非課税措置を受けている代替自動車を第三者に売却等により移転登録（名義変更）した場合には、新たな所有者に非課税措置は継続されず、移転日の翌月以降の自動車税が月割で課税されますのでご注意ください。
Q 5	2台所有している内の1台が被災し、残った1台を代わりに使用していますが、非課税措置を受けられますか。
A 5	今回の非課税措置は、自動車が滅失し代替自動車を新しく取得したことによって、費用を負担した方に対して税の軽減を図る趣旨ですので、本事例の場合対象になりません。

